

債務整理サイト <https://saimuseiri-nagaseSogo.jp>

当事務所では、債務整理を傾注分野とし、所属する全弁護士が債務整理を得意としています。これまで多くのご相談を承ってきた経験とノウハウを踏まえて、ご依頼者様の債務状況に合わせて、最適な手段をご提案いたします。

今月号では、債務整理の方法のうち「破産」とはどのようなものかをご紹介します。

◆ 法人の破産

法人の債務を整理する手段については、大きく分けて、**私的整理**と**法的整理**があります。

● 破産について

会社をたたむ（破産・清算する）には、必ず裁判所を通した手続き（法的整理）が必要となります。破産が確定した場合には、なるべくお早めに弁護士へご相談ください。

● 破産手続きの流れ

① 弁護士へのご相談・ご依頼

弁護士は、現在の経営・債務状況を伺い、会社のお金の流れを把握した上で、破産申し立てに最適なタイミングを見極めます。

当事務所の場合、破産の申し立てを裁判所に行なう日を「Xデー」とし、具体的な見通しをご提示いたします。

ご契約後は、弁護士が経営者様に代わって、債権・債務の確定や各種書類の作成など、必要な手続きを約1ヶ月～3ヶ月かけて行ないます。 弁護士にご依頼いただいた時点で、債権者からの取り立てはストップします。

② 破産申し立て日「Xデー」までにお金の工面を

破産の申し立てを行うまでに、約1ヶ月～3ヶ月ほどの期間が必要となります。

当事務所の場合、会社にまとまってお金が入ってくる日など、タイミングを見極めた上で弁護士がXデー設定をしますので、会社をたたむための手続き費用については、申し立て日までに捻出していけばよく、すぐには必要ではありません。

③ 裁判所に破産の申し立て・予納金等の支払い

裁判所に申し立てを行なうと、裁判所が管財人を選任して、債務者の財産の有無を調査することになります。

債務者にめぼしい財産があれば、管財人との面談や債権者集会が開かれ、裁判所が定めた期間内に債権の提出をする必要があります。

④ 免責の審理

免責が決定すれば、債務がすべて消滅します。

ごく稀に免責不可の場合もあり、その場合には支払い義務が残ってしまいますが、名義を変えて財産を隠そうとした、偽りの債権者名簿を提出したなどの行為をしない限りは、問題ないと考えていいでしょう。

⑤ 破産手続きの終了

破産の申し立てから手続きの終了までは、約3ヶ月～6ヶ月の間みることが多いといえますが、個別のケースによってはさらに長期化することもあります。

● 法人破産のメリット

- ・裁判所を通した法的な手続きのため、債権者の理解を得やすい。
- ・借金が帳消しになり、再スタートを切ることができる。

● 法人破産のデメリット

- ・裁判所を通じた法的な手続きのため、破産決定が公に知られることになる。
- ・手続きにおける柔軟性を欠くことになる。

会社の破産・清算手続きで迷ったら

経営は常に判断の連続であり、一つ一つの判断の是非には大きな責任が伴うことがあるでしょう。ですが、経営者様が一人ですべてを抱えていては、適切な判断を行なうことも難しくなります。

会社の経営について雲行きが少しでも怪しくなるようなことがあれば、お早めに当事務所へご相談ください。破産という最後の手段を取る前にできることもあるかもしれません。経営状況と債務状況を見極めた上で、適切なアドバイスを行ないます。

◆ 個人の破産 自己破産

自己破産とは、裁判所から認められると、背負っているすべての借金（税金以外）の返済義務を免れる事ができる債務整理の1つです。人生の再スタートをするための制度といえますが、デメリットや制限もあります。

● 自己破産のメリット

・裁判所に免責が許可されれば、借金の支払いは免除されます。

● 自己破産のデメリット

- ・生活必需品以外の財産（住宅も含まれます）は、原則処分する必要があります。
- ・破産手続き開始から免責確定までの期間は、資格の制限を受ける職業や資格があります。（土業・宅建免許・保険外交員・警備員など）
- ・破産したことについて、官報に掲載されます。（ただし、官報はほとんどの人がチェックしないため、まず第三者に知られるおそれはありません）

● 自己破産手続きの流れ

① お客様から依頼

ご依頼者様から弁護士へ自己破産手続きについて依頼。

② 自己破産の申し立て

弁護士が裁判所に自己破産手続きの申し立てを行います。この時点で取り立てがストップします。

③ 破産審尋

破産審尋が開始されます。

④ 手続き開始決定

破産手続きの開始決定します。

⑤ 官報に掲載

官報はほとんどの人がチェックしないため、まず第三者に知られるおそれはありません。

⑥ 免責の決定

免責の決定しこの時点で借金がゼロになります。

⑦ 人生の再スタート

不安要素が取り除かれ、晴れて人生の再スタートです。

● 自己破産で残せるものとは

● 生活に必要最低限のもの

- ① 古い車・テレビ・冷蔵庫・洗濯機・乾燥機・エアコン・その他暖房機・テーブル・椅子・本棚・衣装ケース・衣類・文具・書籍・雑貨など。
- ② 裁判所で定める基準を超えない財産（99万円以下の現金や20万円以下の預貯金など）

評価が20万円を超える高価な家具等については、原則処分しなければなりません。しかし、「評価」が20万円を超えるものが処分の対象になるのであり、「購入した時の金額」が20万円を超えるものが処分の対象になるのではありません。ん。中古で売却した時の金額が20万円を超えるという日常家具等はかえって少ないのではないのでしょうか。

また、家族の一員であるペットや移動に欠かすことのできない車も、評価が20万円を超える場合は、原則として手元に残しておくことはできませんが、残したいと希望される場合には、弁護士へご相談ください。

● 自己破産後の生活について

自己破産をし、借金がゼロになれば、ご自身の頑張りはずべて自分の財産として蓄えることが可能です。ただし、信用情報（ブラックリスト）に掲載されるため、約7年から10年はローンやクレジット、キャッシングをすることはできません。

自己破産をしたからといって、選挙権がなくなる、住民票やパスポートなどの公的書類に自己破産の記録が載るといったこともありません。生活保護や年金なども受け取ることができますので、ご安心ください。

また、自己破産の際に家族が保証人になっていない限り、迷惑がかかることもありません。家族がローンを組むときや子どもの進学に影響もなく、奨学金制度を利用することもできます。